

別紙

## 専 決 処 分 書

前橋市市税条例の改正について

前橋市市税条例の一部を改正する条例

前橋市市税条例（昭和26年前橋市条例第302号）の一部を次のように改正する。

第57条各号列記以外の部分中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第59条中「又は第12号」を「、第12号又は第16号」に改める。

第126条第2項中「第23項、第24項」を「第22項から第24項まで」に、「又は第30項から第33項まで」を「から第31項まで、第33項又は第34項」に改める。

附則第15条の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改める。

附則第15条の3第7項第5号中「費用」の次に「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

附則第21条及び第22条中「第20項」を「第19項」に改める。

附則第24条中「第30項から第33項まで」を「第34項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の前橋市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の3第7項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条

の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

- 4 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成27年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

上記のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成28年3月31日

前橋市長 山 本 龍